

不妊症、不育症と診断された夫婦への医療費を助成しています

一般不妊治療費助成について

助成内容	一般不妊治療に要する検査費および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	・婚姻が確認できる法律上の夫婦、または事実上婚姻状態にある男女で、産科・婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で不妊症と診断された方 ・不妊症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方の住所が市内にある方
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
所得制限	なし
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含みます。)
受付期日	3月14日(金)まで(令和6年3月診療分～令和7年2月診療分) ※ <u>申請期間を過ぎた場合は受け付けできません</u> ので、必ず期日までに申請してください。 ※必要書類の準備に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。

※特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)の助成は行っていません。

不育症治療費助成について

助成内容	不育症の検査費および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	・婚姻が確認できる法律上の夫婦、または事実上婚姻状態にある男女で、指定医療機関で不育症と診断された方 ・不育症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方の住所が市内にある方
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
所得制限	なし
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含みます。)
受付期日	3月14日(金)まで(令和6年3月診療分～令和7年2月診療分) ※ <u>申請期間を過ぎた場合は受け付けできません</u> ので、必ず期日までに申請してください。 ※必要書類の準備に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。

※上記の助成を受けた後に出産し、さらに次の出産を希望される方は、再び助成対象となります。

詳しくは
市ホームページを
ご確認ください→



問 健康推進課 ☎(28)5833

